

## 北海道立文書館資料管理要領 別表第1（第6関係）

### 文書館資料収集基準

文書館資料は、次の基準により収集する。

#### 第1 公文書

##### 1 道関係機関の文書

知事部局、企業局、道立病院局、各種委員会（監査委員を含む。）、議会等（それぞれの前身となる機関を含む。）を出所とする文書については、次に掲げるものを収集する。

##### (1) 知事部局の文書

知事の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則の一部改正について（平成15年9月29日付け法文第796号）別表に定める公文書

##### (2) 知事部局以外の文書

知事部局の文書に準じて収集する。

##### 2 国、都府県、市町村等の文書

国、都府県、市町村等（道及びこれらの団体が設立した特殊法人たる公団及び公社、道が設立した地方独立行政法人、地方公共団体の組合、外国の公的機関を含む。以下同じ。）を出所とする文書については、次に掲げるものを収集する。

(1) 北海道を対象とする国の基本的な施策等の推移を明らかにするもので、かつ道関係機関の文書によって把握することができないもの

(2) 北海道の実態を明らかにする重要なもので、かつ道関係機関の文書によって把握することができないもの

(3) 国及び道の行政に対する道内市町村の対応及び住民の反応に関するもの

(4) 道内市町村の施策の推移及び実態を明らかにする重要なもので、かつ道関係機関の文書によって把握することができないもの

(5) 道関係機関の文書の散逸部分を補うことのできるもの

(6) その他、北海道の沿革に関するものなど、学術研究上、保存の価値があると認められるもの

#### 第2 私文書

私的な団体、企業、個人（家を含む。以下同じ。）を出所とする文書については、次に掲げるものを収集する。

(1) 政治、経済、社会、文化等の分野において主要な役割を果たした団体、企業、個人の組織、活動等に関するもの

(2) 移民の移住、定着等の実態に関するもの

(3) 地域の特色及び生活慣習、伝統文化等の実態に関するもの

(4) 主要な行事、事件、災害等に関するもの

(5) 道関係機関の文書及び国、都府県、市町村等の文書の散逸部分を補うことのできるもの

- (6) その他、北海道の沿革に関するものなど、学術研究上、保存の価値があると認められるもの

### 第3 刊行物等

刊行物等については、次に掲げるものを収集する。

- (1) 文書の機能を代替し、欠如を補完するもの
- (2) 文書及び上記(1)の刊行物等を理解する上で参考となるもの
- (3) その他、北海道の沿革に関するものなど、学術研究上、保存の価値があると認められるもの